

指定研修について

【検討事項】

- 想定される指定研修受講者(案)……………P2
- 指定研修の基本理念(修正案)……………P3
- 指定研修の到達目標、教育内容等(案) 表A……………P7
- 行為の区分に応じた指定研修の到達目標、教育内容等(案)
表B……………P9
- 受講者の評価に関して指定研修機関において取り決めておく
べき事項について(案)……………P11
- 指定研修実施にあたっての留意すべき事項について……………P12
- 指定研修の取り決めについて留意すべき事項について…P12

想定される指定研修受講者(案)

■「特定行為に係る看護師の研修制度」(案)における研修内容等を検討するにあたって、以下のような指定研修受講者を想定して検討を行うこととしてはどうか。

※ただし、本制度において指定研修の受講者の要件を設定するものではない。

想定される指定研修受講者：

医療現場の状況によるため一律に示すことは難しいが、概ね3～5年の実務経験を有する看護師を想定した指定研修内容とする。

概ね3～5年の実務経験を有する看護師は、

- ・ 所属する職場において日常的に行う看護実践を、根拠に基づく知識と実践的経験を応用し、自律的に行うことができる者であり、
- ・ チーム医療の一員として十分に機能しており、キーパーソンとして機能するにはさらなる能力の向上を要する者である。

指定研修の基本理念(修正案)

* 赤字部分は、第34回チーム医療推進のための看護業務検討WGに提出した資料からの追記

指定研修の基本理念:

指定研修は、看護師が、患者・国民や、医師その他の医療スタッフから期待される役割を十分に担うため、「チーム医療のキーパーソン」として、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、**医療安全に配慮した実践**と振り返りを繰り返しながら自己研鑽を継続する基盤を構築するものでなければならない。

- 当該指定研修を修了した看護師は、特定行為と療養上の世話を合わせた高度な臨床実践能力を発揮することが期待されている。
- 特定行為とは、医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門知識及び技能をもって行う必要のある行為をいう。

※チーム医療の推進に関する検討会 報告書「チーム医療の推進について」(平成22年3月19日)において、看護師は「チーム医療のキーパーソン」として患者や医師その他の医療スタッフから寄せられる期待が大きいと指摘されている。

指定研修機関等の研修実施方法について(イメージ)

● 指定研修機関等の研修の実施は、以下のような場合が考えられるのではないか。

- ・指定研修機関において全て研修を実施する場合
- ・指定研修機関外で実習を実施する場合

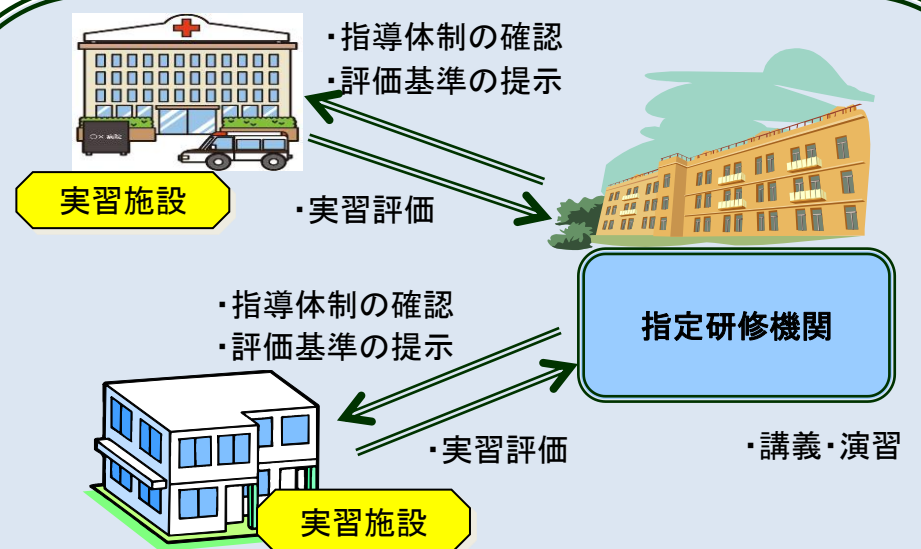
※ 各実習施設における指導は指定研修機関の策定した基準に基づいて実施し、評価は指定研修機関の責任において実施することとする。
※ 最終的な研修修了にかかる評価は、指定研修機関が主体となり考査することとする。

<指定研修機関において全て研修を実施する場合>



※ 講義・演習にかかる教育内容は、eラーニング等の活用も可能。

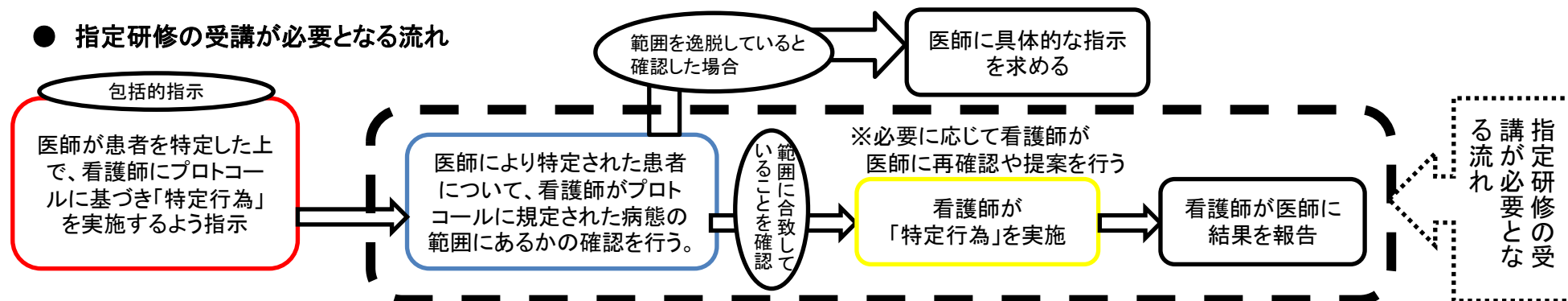
<指定研修機関外で実習を実施する場合>



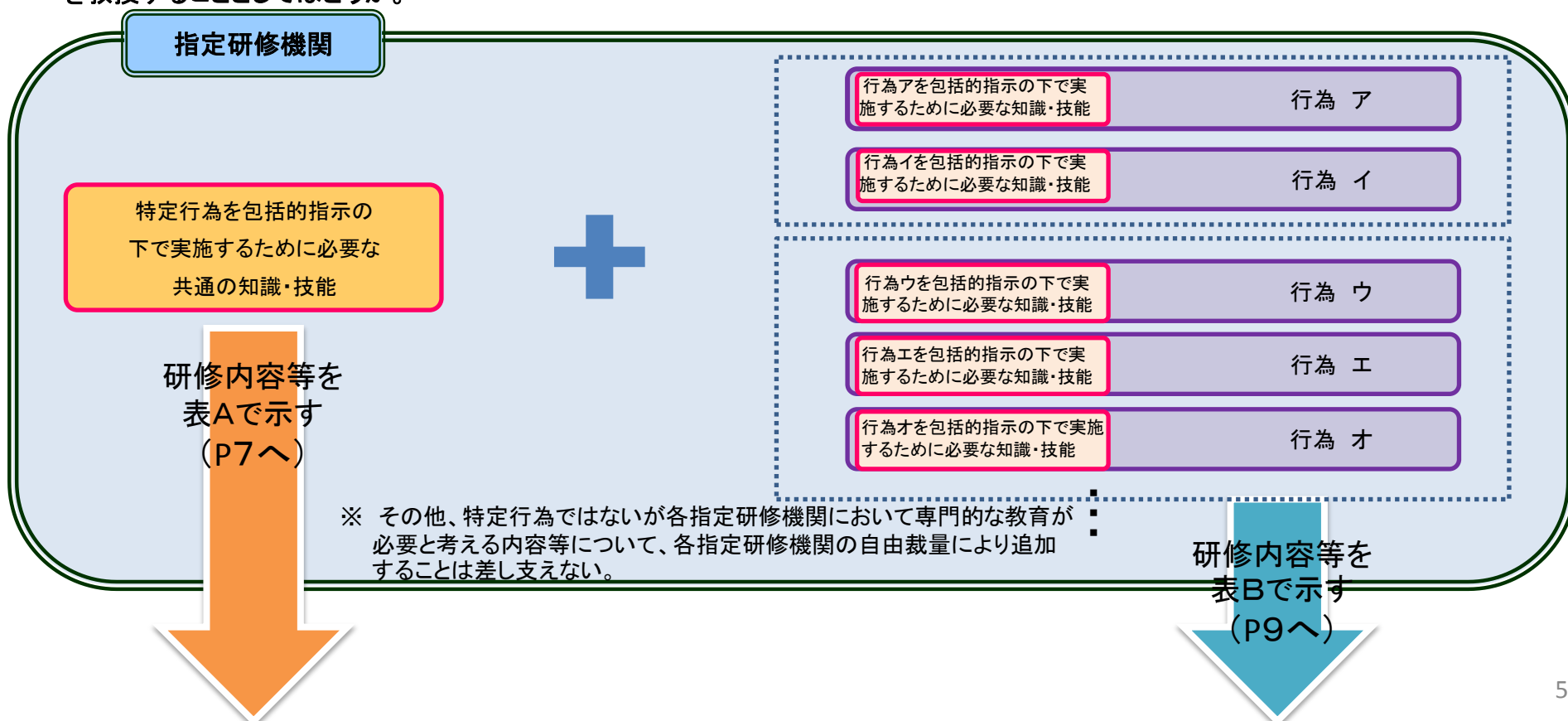
- ※ 講義・演習にかかる教育内容は、eラーニング等の活用も可能。
- ※ 実習にかかる教育内容は、受講生の所属施設等で実施も可能。
- ※ 実習施設としては、病院・診療所・介護老人保健施設・訪問看護ステーション等が考えられる。
- ※ 訪問看護ステーションの場合は、診療所の医師が指導医となる等により指導体制を確保する。

特定行為に係る指定研修における教育内容(イメージ)

● 指定研修の受講が必要となる流れ

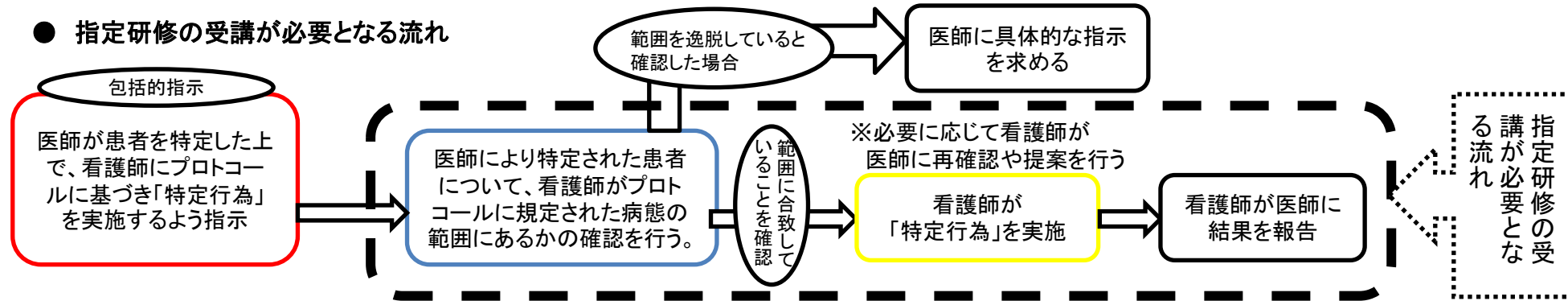


● 指定研修機関においては、特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能を教授するとともに、特定行為を教授することとしてはどうか。

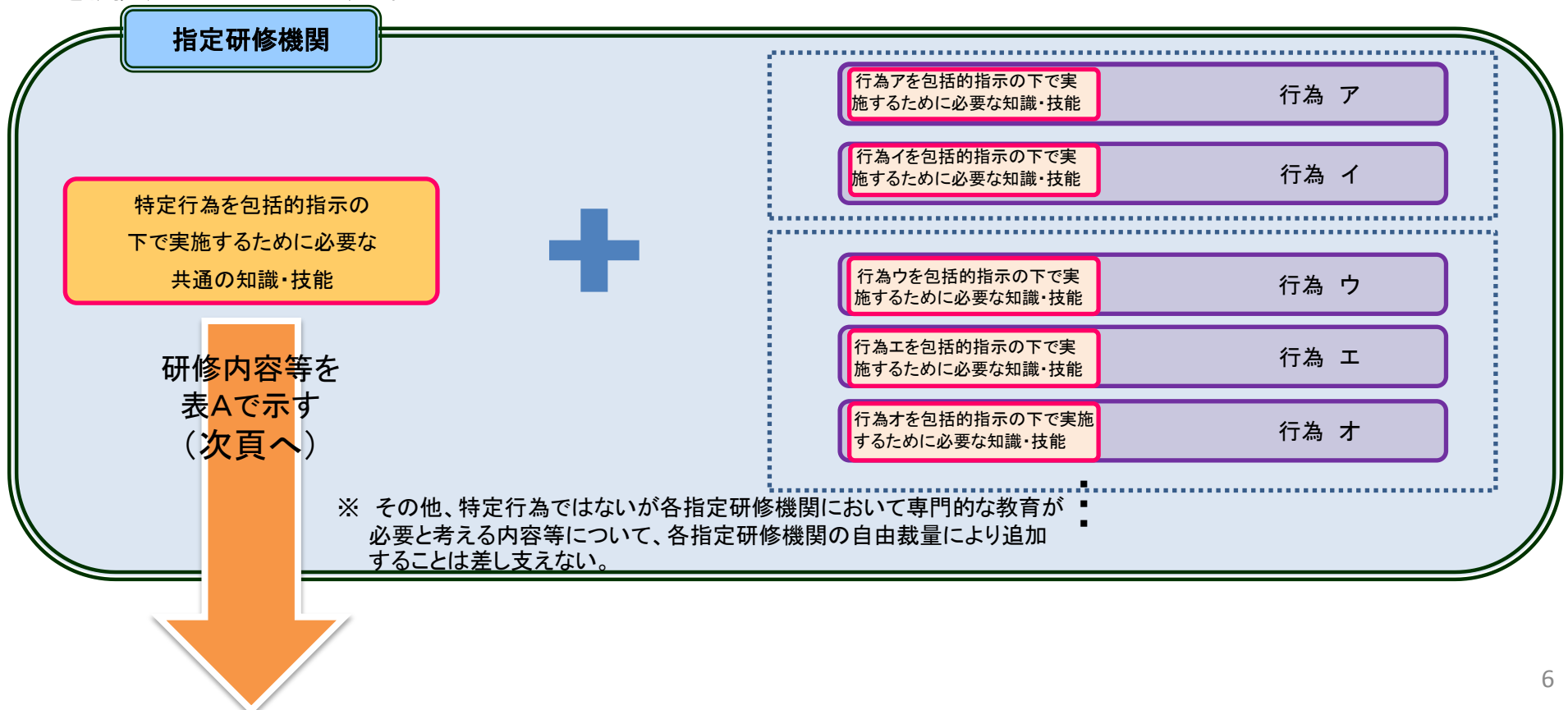


特定行為に係る指定研修における教育内容(イメージ)

● 指定研修の受講が必要となる流れ



● 指定研修機関においては、特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能を教授するとともに、特定行為を教授することとしてはどうか。



指定研修の到達目標、教育内容等(案) 表A

* 赤字部分は、第34回チーム医療推進のための看護業務検討WGに提出した資料からの追記/修正

指定研修受講者の到達目標

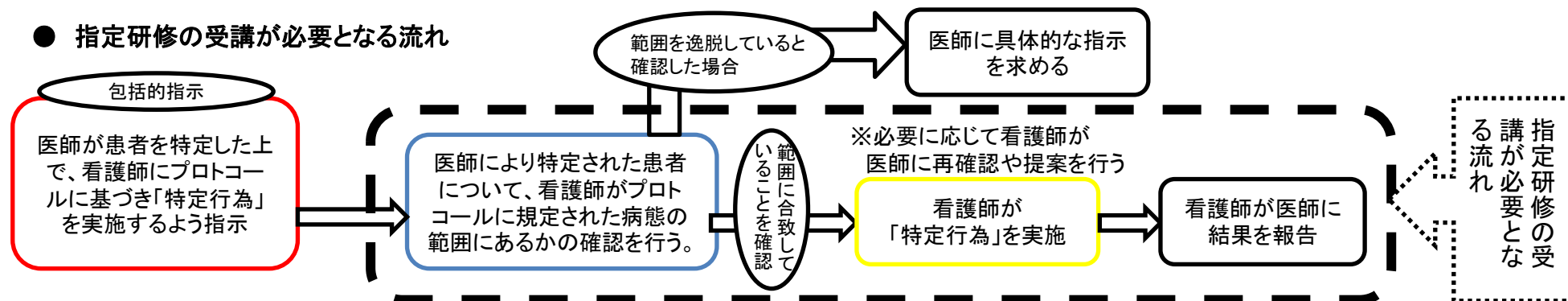
- ・~~臨床的に多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける~~ (疾病・臨床病態概論、臨床推論、フィジカルアセスメント、病態生理)
- ・~~臨床的に多様な臨床場面において重要な病態や疾患、診断を予測したりし、必要な治療の~~理解とし、ケアを導くための基本的な~~臨床推論能力と問題解決能力~~を身につける (疾病・臨床病態概論、臨床推論、臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学)
- ・~~多様な臨床場面において臨床状況に応じて~~患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける (臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、特定行為実践論、医療安全学)
- ・~~複雑かつ困難な臨床状況において卓越した看護を実践する基盤を築く(特定行為実践論)~~
- ・問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける (医療安全学、特定行為実践論)
- ・自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける (特定行為実践論)

教育内容	学ぶべき事項
病態生理学	・臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理学を含む内容とする
臨床推論	・ 臨床検査診断学 臨床診断学、臨床検査学、症候学、臨床疫学を含む内容とする
フィジカルアセスメント	・病態生理学、身体診察・診断学(演習含む)を含む内容とする
臨床薬理学	・薬剤学、薬理学を含む内容とする
疾病・臨床病態概論	・主要疾患(5大疾病)の臨床診断・治療を含む内容とする ・年齢や状況に応じた臨床診断・治療(小児、高齢者、救急医学等)を含む内容とする
医療安全学	・医療倫理、医療管理、医療安全、ケアの質保証(Quality Care Assurance)を含む内容とする
特定行為実践	・多職種協働実践(Inter Professional Work＝IPW)(他職種との事例検討などの演習を含む)を含む内容とする ・特定行為実践のための関連法規を含む内容とする ・根拠に基づいてプロトコールを作成し、実践後、プロトコールを評価し、見直すプロセスについて学ぶ内容とする ・アセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程を含む内容とする

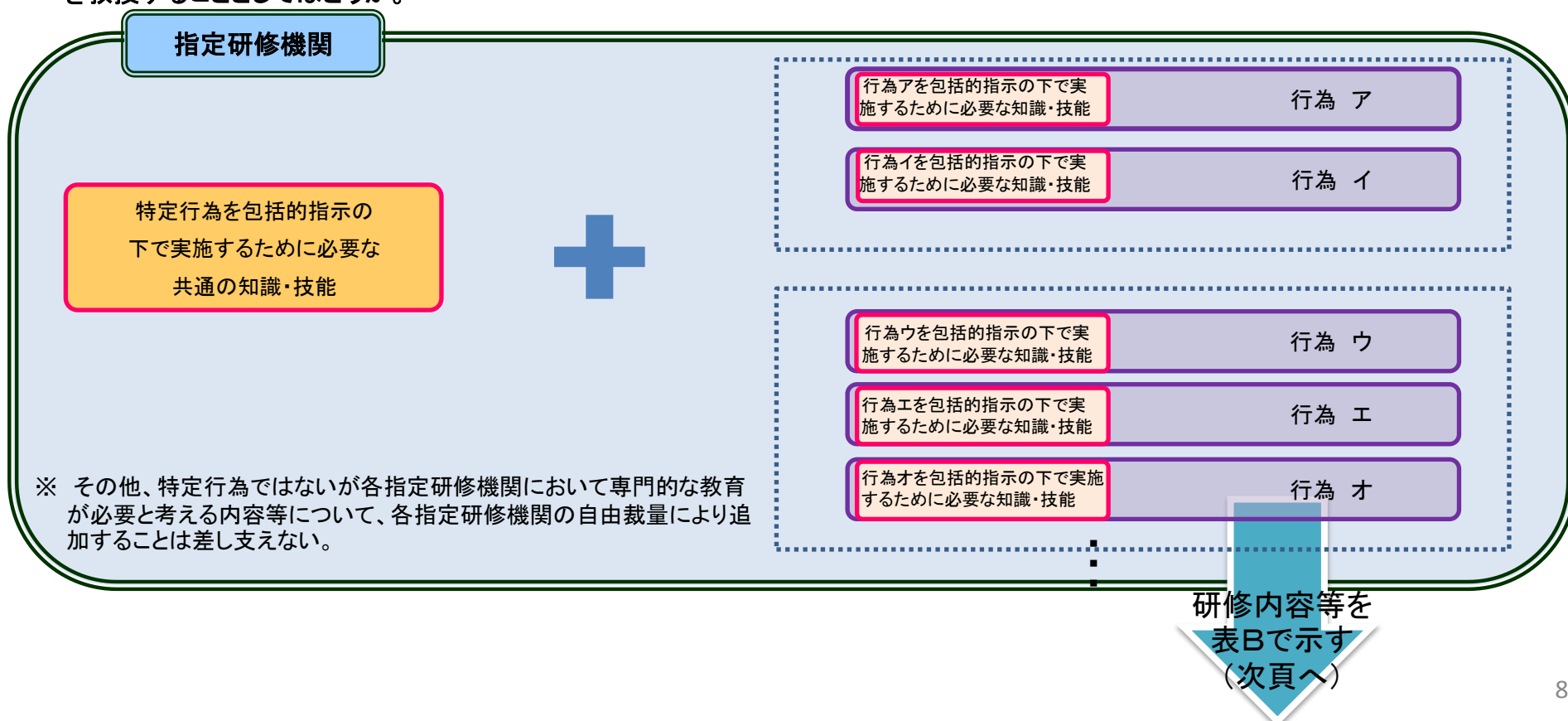
- <主な論点>
- 教育内容「病態生理学」について:病態生理は、特定行為に関連づけて学ぶべきであり、幅広く基本的な知識としての病態生理であれば、卒後教育としてではなく、卒前の基礎教育で修得すべきものではないか。
 - 教育内容「臨床推論」について:教育内容の1項目とせず、「特定行為実践」の教育内容の中における演習の中で臨床推論を学ぶこととしてはどうか。
 - 行為の区分の間で共通して学ぶべき事項(知識・技能の座学や演習)については、表Aの教育に位置づけてはどうか。

特定行為に係る指定研修における教育内容(イメージ)

● 指定研修の受講が必要となる流れ



● 指定研修機関においては、特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能を教授するとともに、特定行為を教授することとしてはどうか。



※ その他、特定行為ではないが各指定研修機関において専門的な教育が必要と考える内容等について、各指定研修機関の自由裁量により追加することは差し支えない。

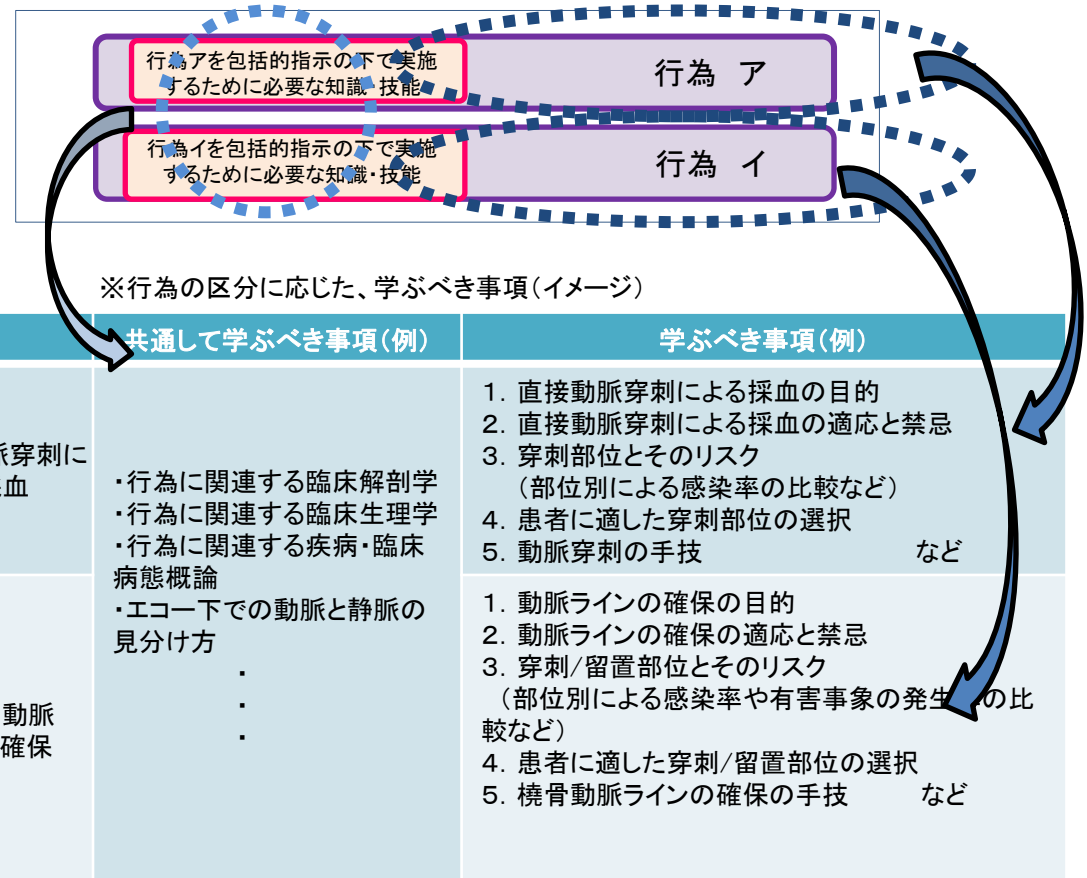
行為の区分に応じた指定研修の到達目標、教育内容等(案) 表B

指定研修受講者の到達目標

- ・多様な臨床場面において当該特定行為を実施するための知識、技能及び態度の基礎を身につける。
- ・多様な臨床場面において、医師又は歯科医師からプロトコールに基づく指示を受け、実施の可否の判断、実施・報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。

<主な論点>

- 行為の区分の間で、共通して学ぶべき事項の重複があるため、それらを明らかにするよう整理しておくことが必要ではないか。
- 行為の区分の間で共通して学ぶべき事項(知識・技能の座学や演習)については、表Aの教育に位置づけてはどうか。(7Pより再掲)



※行為の区分に応じた、学ぶべき事項(イメージ)

	共通して学ぶべき事項	学ぶべき事項
133 脱水の程度の判断と輸液による補正	行為に関連する臨床推論 行為に関連するフィジカルアセスメント 行為に関連する疾病・臨床病態概論 ・ ・ ・	1. 輸液による補正の目的 2. 輸液による補正の適応と禁忌 3. 輸液による補正に基づく病態変化 4. 脱水の程度とその判断基準 5. 脱水の程度による輸液の種類を選択 6. 脱水の程度による輸液量の判断 7. ペーパーシミュレーション よくある3事例の脱水の程度を判断し、輸液の補正を行う など
154-1 持続点滴投与中薬剤(高カロリー輸液)の病態に応じた調整		1. 高カロリー輸液による治療の目的 2. 高カロリー輸液の適応と禁忌 3. 高カロリー輸液による病態変化 4. 病態、栄養状態による高カロリー輸液量の判断 5. ペーパーシミュレーション など

受講者の評価に関して

指定研修機関において取り決めておくべき事項について(案)

- 単位を認定するにあたっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることの確認については、当該科目ごとにレポート提出、試験等を行うこと。

主な論点

- ・当該科目の内容を修得していることを確認する際には、外部評価者を少なくとも1名含む体制で行うことが望ましいのではないか。
- ・その場合、客観的に評価能力を担保(認定等)された者を外部評価者として任用することが望ましいのではないか。

- 成績の評価及び単位の認定に関する事項は、指定研修機関における科目ごとに策定し、試験を実施する科目を事前に提示すること。
- 受講者にとって重要となる科目については試験を課すこと。
- 技術的な難易度の高い行為*については、実技試験によって修得状況を確認する。
*技術的な難易度の高い行為の例:PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)挿入、橈骨動脈ラインの確保 など
- 実習施設は、指定研修機関との連携体制が十分に整っていること、指導者が指定されていること、プロトコルに基づく特定行為の指導や実習ができること、利用者・患者への説明が適切になされることなどが要件として求められる。
- 指定研修機関と実習施設が同一でない場合、指定研修機関は受講者の修得状況の評価について実習施設の指導者を評価者として認定することができる。また、評価基準は実習施設に提示するとともに、評価方法については、指定研修機関が実習施設と事前に調整し、取り決めておくこと。

指定研修実施にあたっての留意すべき事項について(案)

<eラーニングについて>

- 教育内容の一部をeラーニングにより提供することを可能とする。

※上記事項については、その内容に応じて、通知等で示す。

指定研修の取り決めについて留意すべき事項について(案)

<教育内容の見直しについて>

- 到達目標や教育内容に係る規程については、施行後の見直しについて明らかにしておくことが必要ではないか。